

第2WGの再ヒアリング対象法人 (案)

●本WGの再ヒアリング対象法人は以下のとおりとする。

<文部科学省所管>

大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立文化財機構

<厚生労働省>

労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所、年金積立金管理運用独立行政法人

<経済産業省>

産業技術総合研究所、経済産業研究所、情報処理推進機構